

② 故小林忠美氏のケースについては、死亡による全損害を3,970万7,638円と認定し、そこから労災、JR貨物の独自の上乗せ補償制度による補償額等2,365万4,051円を控除し、さらに弁護

士費用を加算して合計1,705万3,587円を遺族に支払うべきだ、とする和解案を提示した。ということになります。

弁護士 古川武志



## 「三度目の石綿被害」で認定

### 東京●旧国鉄大井工場で4人目

2008年11月25日付けで、中村紀代士さんの業務災害認定が鉄道運輸施設支援機構国鉄清算事業管理部から下りた。「今度こそ!」という中村さんの一念が、「三度目の正直」で実現したかたちだ。しかし、それは三度もアスベスト被害が発症したということでもある。

中村さんは、1946年に国鉄浜松工場に塗装工として就職。1957年、国鉄大井工場に転勤。配線工として車輛の蛍光灯や冷房、ATSと言われる運転室や床下の機器の改造工事に従事した。中村さんが作成した職歴年譜には、アスベストについて、「アスベストは通常板状も目的別に細かく砕いて耐熱用にすも、ガス切断作業等ではさらに細かく砕いて水に漬けて糊状にして団子に丸めて各部分に使い、ガス切断作業後は撤去した」と、わざわざ注記がしてある。

検査職場に配属中の1984年、当時の鉄道中央病院で肺検査の結果、胸膜肥厚の剥離手術を下。このとき、同じ仕事を

していた同僚が労災認定されたので、「私も石綿が原因じゃないか」と厚生課に言いに行ったが、「あんた何言ってるの」と、まったくあってもらえなかったそう。

退職後の1995年には、JR東京総合病院で肺検査の結果、右肺の上葉切除手術をすることになった。このときは、「アスベストによる肺がん」とはつきり言われたが、業務災害手続はしてもらえなかった。

中村さんが神奈川県労働職業病センターに相談に来たのは2005年3月のこと。当時は石綿健康被害救済法の施行前で、中村さんの肺がんは時効のために救済されなかった。しかし、横浜・港町診療所で、肺がんの術後の経過は良好だが胸膜プラークありと診断され、健康管理手帳を取得し、定期的に石綿健診を受けることに。そして、2008年7月7日の検査の結果、肺の「腫瘍の疑い」と言い渡されたのであった。

「国鉄を退職して19年、73歳

になった私にとっての仕事は、新聞のアスベストの関連記事の切り抜きである。1946年から1986年まで国鉄40年の工場の仕事の塵埃にまみれた日々を思い出しながら。その日々が今になって私を苦しめようとしている。だから私と同じような、あるいはそれ以上の劣悪な環境を記事の中に見つけると深くやりきれない気持ちで、新聞を切り抜く。そのスクラップが段々厚くなっていく日々。20年前の53歳の胸膜肥厚の手術、10年前の63歳の右肺切除の手術、そして今73歳になってもあの手術が待っているのかと、不安におびえる自身の姿がスクラップ記事の一行一行にオーバーラップされていく。

これは、中村さんが2005年に書いた文章「アスベストの時効被害者はいつ救われるのか」だが、恐れていた肺がんが再発し、3回目の手術が2008年7月に現実のものとなってしまった。

手術前日にお見舞いに行くと、中村さんは顔面蒼白で今度こそ助からないのではと覚悟を決めておられるようだった。幸い、手術は成功。両肺とも切除したが、何とか日常生活ができるくらいまでに回復した。

中村さんの肺がんの業務災害の認定は、大井工場では4人目である(肺がん1、中皮腫3)。大宮工場(石綿肺1、肺がん2、

中皮腫3)や大船工場(石綿肺1、中皮腫5)に比べ、大井工場は被害が少ないことから、安全衛生対策をしっかりとってきた職場だと言われている。そのことは、中村さんたちが1997年に制作したビデオ「大井工場の仕事と歴史」に貴重な映像として記録されて

いる。このビデオは、今回勝利和解した旧国鉄・JRアスベスト裁判にも証拠資料として提出された。とくに、粉じんがブワーと飛散している気吹き作業の場面は、同裁判のTV報道でも何回か映像が流されている。

(神奈川労災職業病センター)

ス株が中労委に再審査を申請して審理中である。他の事件はいずれも現在審理中である。

したがって、今回の神戸地裁の判断は、この種の事件における初めての司法判断であり、他の同種事件になにかしらの影響を与えるものと考えられ、注目された。

そして、その初の司法判断は、会社は、「団体交渉を行う義務を負う」であった。

労働組合法は第7条に不当労働行為として、「使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない」とし、その2号では「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと」としている。これが団体交渉拒否である。

問題となったのは、組合が「会社が雇用する労働者の代表者」であるかどうかである。

### 1) 組合の主張

組合は、「使用者が雇用する労働者」には、使用者と雇用関係が継続しているときに生じた事項を原因として、現在も雇用関係が継続している労働者(たとえば解雇を争っているようなケース)や、雇用関係が完全に精算されていない労働者(たとえば退職金の精算が残っているようなケース)が含まれると主張した。

石綿関連の疾患は非常に長い潜伏期間があるため、在職中に生命・健康の被害に対する要求ができないのはやむを得ないことである。長い潜伏期間の後、退職後に被害が発生した場合、退職者であるという理由で団体

## 退職者団交権、初の司法判断 兵庫●神戸地裁判決、遺族には認めず

神戸地方裁判所(以下、神戸地裁という)第6民事部(裁判長裁判官・橋詰均)は、2008年12月10日、ひょうごユニオン(以下、組合という)が兵庫県労働委員会(以下、県労委という)に、住友ゴム工業株式会社(以下、会社という)が団体交渉を拒否しているとして不当労働行為の救済を申し立てた事件で、2007年7月5日に県労委が行った、「組合の申し立てを却下する」という決定を取り消し、会社は組合と「団体交渉を行う義務を負う」という判決を行った。

この事件は、会社でタイヤ製造業に従事していた労働者が、それぞれ40年ほど勤務して退職したが、その中の一人の労働者が2004年、中皮腫によって死亡した。このことに対して、退職した従業員と死亡した従業員の妻が会社に交渉を求めたが、会社が不誠実な対応をしたため組合に加入した。組合は会社に

団体交渉を要求したが会社がこれを拒否したため、県労委に不当労働行為の救済を申請した。この救済申請を県労委が却下したため、組合が却下命令の取消を求めて神戸地裁に行政訴訟を提起したというものである。

したがって、この事件の原告は「ひょうごユニオン」、被告は「兵庫県労働委員会」、補助参加人は「住友ゴム工業株式会社」ということになる。

石綿の被害者が加害企業に対して団体交渉を求めたが、拒否され、労働委員会に救済を求めた事例は、奈良県労働委員会、神奈川県労働委員会、そして本件の兵庫県労働委員会などがある。

奈良県労働委員会は、ニチアス株式会社や関連企業を退職した従業員、下請け会社の従業員、その遺族を組織している労働組合の団体交渉権を認める救済命令を出し、現在ニチア